平成20年度 決算報告 平成20年度 決算報告

20年度決算意見書等を 監査委員より市長へ提出



北村秀夫監査員、田中 孝 代表監査員、山崎 朗 監査員

より一層の財政健全化が必要

財政の状況分析では、財政力指数、 経常収支比率、実質収支比率、公債費 比率、実質公債費比率、いずれも前年 度より悪い結果であり、依然として厳 しい状況と判断します。

特に、実質公債費比率が19.5%になっ たことで地方債(ローン)の借り入れ に国の許可が必要となり、公債費負担 適正計画の策定が義務づけられるこ とになりました。このことで、建設事 業に伴う起債(ローン)の検討、財政健 全化に向けた繰上償還、経常経費の更 なる削減に努め、中、長期計画を適正 に実施するための再検討に加え、財政 運営の改善に最大の努力をされるよ う望みます。

※実質公債費比率が25%を超えると、単独事 業の借金借入が制限され、市独自の事業は、 ほとんどできなくなります



健全化判断比率 と資金不足比率

財政判断指標の公表

早期再建化基準はすべてクリア

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体 に対して健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財 政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が平成21年4月か ら本格施行されました。この法律により、地方公共団体は、毎 年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等 に係る指標(「健全化判断比率」)と公営企業ごとの資金不足率 (「資金不足比率」)について監査員が審査を行い、その意見を 議会に報告し、かつ公表することが義務付けられています。

市の平成20年度の健全化判断比率・資金不足比率は以下の とおりです。いずれも早期健全化基準を下回っていますが、市 の行財政が厳しい状況にあることは変わりなく、今後も行財 政改革の推進が求められます。

健全化判断比率	香南市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計の赤字から財政運営 の深刻度をみる比率	-%	13. 21%	20. 00%
連結実質赤字比率 すべての会計の赤字から財政 運営の深刻度をみる比率	-%	18. 21%	40. 00%
実質公債費比率 借金の返済額等の大きさから 資金繰りの危険度をみる比率	19. 5%	25. 0%	35. 0%
将来負担比率 市が抱える負債の残高から将来 財政への圧迫度をみる比率	93. 8%	350.0%	
資金不足比率	香南市	早期健全化基準	財政再生基準

-%

20%

※赤字が生じない場合は「一」(該当なし)で表示。

資金不足比率

企業会計の資金不足割合から

経営状況の深刻度をみる比率

普金是師訊し其金是精みがてる

公債費の歳出(借金の返済)が7億3,616万円の増加となっています。これは金利6%以上の公 倩費等の繰上償還(6億3,768万円)の増加となったことが主な原因ですが、定期償還額(ローン の返済額) も合併前の旧町村において発行した多額の地方債の元金償還が始まったことにより 昨年より1億6.464万円の増額となりました。

公債費の繰上償還を行った効果は、将来支払う予定であった金利 1 億2,371万円の負担が軽減 されることとなりましたが、定期償還額も増額になったことで、今後、普通建設事業等を行う場 合の起債(借金借入)に、国の許可が必要となり借入が難しくなります。さらに、地方交付税(国か らの仕送り)も年々減少する見込みで、行財政は今まで以上に厳しい状況が予想されます。

住民サービスの低下を招かないように、これからの借金の抑制と基金(貯金)の積み立てなど を積極的に行わなくてはいけません。

問い合わせ 財政課 25 57-8502





滞納(未収金)

滞納額総額は約9億3.100万円

20年度は2億 700万円が未納に!

20年度の未収金と19年度以前から残る未収金を合わせた総 合計は、約9億3,000万円(右表)です。20年度の収納率は96.49 % (4税では96%)で未収金となった金額は、約2億 700万円で す。前年度対比では約1,600万円の増額。

これは、19年度に国が所得税の 一部を税源移譲したことにより、 市民税が増加したことが原因の一 つとなっています。



平成20年度までの主な滞納額				
市税4税	市民税	1億1,600万円		
	固定資産税	1億5,133万円		
	軽自動車税	995万円		
	国民健康保険税	2億6,077万円		
介護保険料		1, 254万円		
後期高齢者医療保険料		200万円		
給食費		1,604万円		
水道使用料		5, 144万円		
下水道使用料		411万円		
保育料		1,795万円		
幼稚園授業料		61万円		
住宅使用料		7,303万円		
住宅新築資金等貸付金		2億1,518万円		
合計額		9億3,095万円		

※20年度の現年分と19年度以前の過年度分を合わせた未

収納体制を強化

未収金の徴収は、市民間の公平性の観点から支 払能力があるのに払わない人に対して、国税徴収 法や民法などに基づき公的措置を執って対応して います。

【市税や保育料等】

①金融機関に対して預金調査を行い、発見すれば 口座を差し押さえします。

②生命保険などの加入状況を調査し、満期返戻金 を差し押さえ強制解約する場合もあります。

③給与や自動車、不動産を調査し差し押さえる場 合や、滞納者の居宅や事務所などを家宅捜索し、動 産の差し押さえを行う場合があります。

【給食費や公営住宅使用料等】

いわゆる私法上の債権については、裁判所に対 して債務名義の取得や、その後強制執行を行うこ とがあります。

このような対応による20年度の滞納処分の執行 状況は、352件で約4千万円。その内、市税(4税)に ついては、預金の差し押さえを中心に279件、3,773 万円余りを徴収しました。その他、公営住宅使用料 などの滞納については、32件を裁判所に対して支 払督促や調停を申し立て、取り立てや住宅明け渡 しを行いました。

【延滞金収入】

市税(4税)の納期限 が過ぎた場合にかかる 延滞金収入は、約2,500 万円で、右表のとおり増 加傾向になっています。 これは、滞納者に対し、



預金や給与などの差し押さえによる滞納処分を強 化したことで、未収金の徴収が積極的に進んでい ることを表しています。

◆延滞金とは

納期限を過ぎて市税を納付すると、その遅延し た税額および期間に応じて延滞金が加算されます。 納期限までに納めた人との公平を保つために、本 税に加算して徴収するものです。

◆延滞金の計算方法

納期限の翌日から1カ月を経過するまでは年 7.3%、それ以降は年14.6%の割合で加算されます。

例①納期限の翌日から1カ月以内に納付(納入) 滞納税額×7.3%×365÷日数

例②納期限後の翌日から1カ月を超えて納付(納入) (滞納税額×7.3%×365÷1か月間の日数)

+ (滞納税額×14.6%×365÷1か月経過後の日数)

(11) 広報こうなん 2009.10 広報こうなん 2009.10 (10)